

# 栗東市空き店舗等活用促進事業補助金を ご利用ください！

栗東市内の賑わい創出と地域経済活性化に向けて、指定区域内における空き店舗等の解消及び商環境の向上を図るため、空き店舗等を活用する新規出店者と当該空き店舗等の所有者に必要経費の一部を補助します。

※予算が無くなり次第受付終了。申請にかかる事前相談についても随時受付けております。

## ■対象者・要件

1. 補助対象指定区域内（裏面参照）で新たに店舗の出店を考えている中小企業者（個人・法人）  
※市内で営業している店舗から区域内の空き店舗への移転により、移転元が空き店舗となる場合を除く
2. 週5日以上営業し、かつ通年営業が可能であり、1年以上継続して営業を行う見込みがある方
3. 補助金の活用を見込む新規出店者が出店を予定している店舗等の所有者
4. 対象店舗等が、3か月以上商業活動が行われていないこと
5. 本事業補助金の交付を受けたことがない方 など

## ■対象となる主な業種

小売業、飲食業、サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉

※フランチャイズチェーン方式および市長が不適当と認めるものを除く

## ■補助対象経費・補助金額

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費 ※設計費、備品は対象外	新規出店者	10分の2以内	20万円
	栗東市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	10分の3以内	30万円
店舗賃借料 ※来客者用駐車場を含む	新規出店者	10分の2以内	月額5万円 (最長12カ月)
	栗東市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の修了者	10分の3以内	月額8万円 (最長12カ月)
広告宣伝費	新規出店者	10分の5以内	5万円
店舗修繕費	新規出店者が入店する店舗の所有者	10分の2以内	20万円

- ※改装費、修繕費については、市内に事業所を有する者に請け負わせることが要件となります。
- ※店舗賃借料については、預託金（敷金、礼金等）、仲介手数料、共益費等は対象外になります。
- ※補助金交付決定前に事前着工や賃貸借契約している場合は補助対象外になります。
- ※広告宣伝費については、申請書に記載の営業開始（予定）日から3ヶ月以内に着手するもの。  
その他補助金交付には条件があります。

## ●計算例

- 改装費120万円、賃借料月20万円で、12月に店舗の賃借・改装工事を開始する場合

【改装費】

$120万円 \times 2/10 = 24万円 > 補助限度額20万円 \rightarrow 補助金額20万円$

【賃借料】

$20万円 \times 2/10 = 4万円 < 限度額5万円 \rightarrow 月当たり補助金額 4万円$

①12月～翌年3月（4ヶ月）分  $4万円 \times 4ヶ月 = 補助金額 16万円$

②翌年4月～11月（8ヶ月）分  $4万円 \times 8ヶ月 = 補助金額 32万円$

【補助金額】

当年度額 20万円（改装費） + 16万円（賃借料） = 36万円

翌年度額 32万円（賃借料）

※翌年4月以降の賃貸料補助は、改めて申請が必要です。

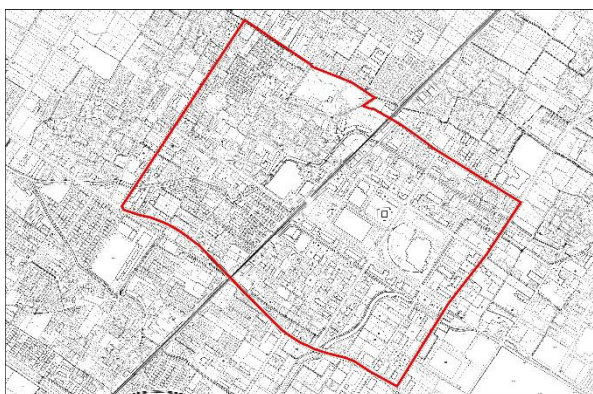


くりちゃん

栗東市  
マスコットキャラクター

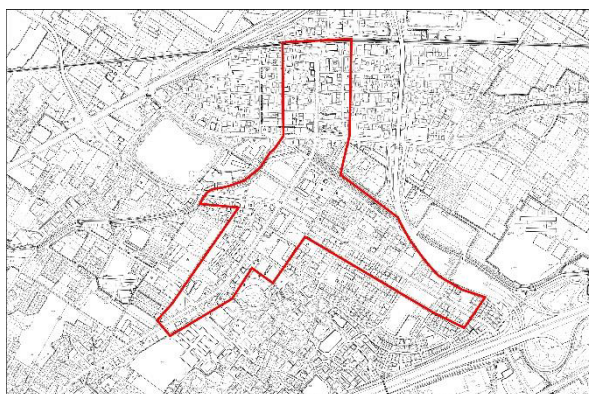
## ■補助対象指定区域 ※令和7年度より区域を拡大しました

### 1. 栗東駅周辺地区



※(都)上鉤志那中線、(都)下鉤千代線、(都)大門野尻線、(都)二町播磨田線に囲まれる区域

### 2. 手原・安養寺周辺地区



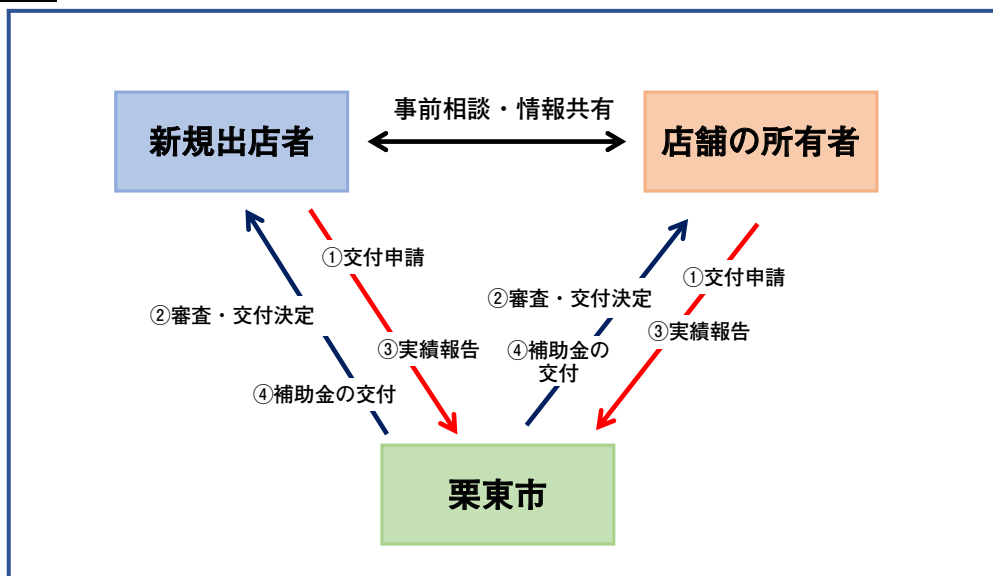
※安養寺地区地区計画区域及び(都)手原駅新屋敷線沿道の商業地域(手原駅前)の区域

### 3. 商業地域及び近隣商業地域 (令和7年度より追加された区域)

※都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定された用途地域

対象区域の詳細は、商工観光労政課にて閲覧できます。

## ■事業の流れ



### 【注意事項】

- 申請者(補助対象者)の責に帰属する事由により、補助金の交付決定の内容または条件に違反、補助金を他の用途に使用した場合などが市で認められたときは、補助金の一部もしくは全額を返還していただく場合があります。
- 「賃貸借契約を締結済み」、「店舗の改装工事を発注済み」など、**市が補助金の交付決定を行う前に事業に着手しているケースは、補助の対象外**となります。申請時点では、仮契約又は見積書の取得程度にとどめてください。
- 市HP「栗東市空き店舗等活用促進事業補助金をご利用ください!」をご覧ください。提出書類等については下記二次元コードより、各種様式のダウンロードができます。

### 【お問い合わせ先】

栗東市 環境経済部 商工観光労政課 商工・地域経済振興係  
TEL : 077-551-0236 (直通) FAX : 077-551-0148  
mail:shoukan@city.ritto.lg.jp



提出書類等